

東京グローバル・パスポート よくあるご質問（FAQ）

生計維持者に関する、よくある質問（FAQ）をまとめました。

生計維持者以外に関する質問は[こちら](#)でまとめているのでご参照ください。

Q1 生計維持者と学生本人がともに東京都在住ではありませんが、国内の大学に在籍しています。応募することは可能ですか？

A1 応募することはできません。生計維持者（原則として父又は母）が引き続き1年以上都内に住所を有していることが必要です。

Q2 生計維持者が1年以上都内に住所を有しているか、どのように確認すればよいですか？

A2 生計維持者の住民票を確認の上、写しを提出してください。

Q3 生計維持者が引き続き1年以上都内に住所を有しているというのは、どの時点から1年以上ですか？

A3 応募時で引き続き1年以上都内に住所を有している場合が対象となります。

Q4 1年内に都内で転居したため、現在住んでいる区市町村には1年以上住んでいませんが、他の区市町村合計すると1年以上となります。この場合の住民票はどのように提出すればよいですか？

A4 前住所の区市町村で「住民票除票（写し）」を入手し、現在の住民票（写し）と併せて提出してください。（前住所は住民票に記載されますが、前住所に住んでいた期間は記載されないためです。）

Q5 父は単身赴任で都外に住んでおり、学生本人は専業主婦の母と都内に住んでいます。この場合、母を生計維持者とすることは可能ですか？

A5 生計維持者の収入の有無は問わないため、母を生計維持者とすることができます。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・母の住民票（写し）
- ・戸籍抄本（住民票上で母と学生本人の親子関係が証明できない場合のみ提出）

Q6 父母は都外在住で、学生本人が都内在住であり、父母から一切の金銭的支援を受けず、自分で働いて学費・生活費を全て負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A6 原則、父母が生計維持者となります。が、父母と別世帯であり、一切の金銭的支援を受けず、父母の扶養に入っていない場合のみ、学生本人が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・学生本人の住民票（写し。ただし、世帯全員の情報が記載され、マイナンバー・本籍は記載されていないもの）
- ・学生本人のマイナポータル上の医療保険の資格情報（学生本人が被保険者となっていることが分かるページ。スクリーンショット可）又は健康保険資格確認書の写し（※）

- ・生計維持者申告書（募集要項別紙1）

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。

Q7 学生本人が自分で学費や生活費を負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A7 原則、父母が生計維持者となります。父母と別世帯であり、一切の金銭的支援を受けず、父母の扶養に入っていない場合のみ、学生本人が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・学生本人の住民票（写し。ただし、世帯全員の情報が記載され、マイナンバー・本籍は記載されていないもの）
- ・学生本人のマイナポータル上の医療保険の資格情報（学生本人が被保険者となっていることが分かるページ。スクリーンショット可）又は健康保険資格確認書の写し（※）
- ・生計維持者申告書（募集要項別紙1）

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。

Q8 学生本人が結婚しており、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A8 学生の配偶者が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・学生の配偶者の住民票（写し）
- ・戸籍抄本（住民票上で学生本人と配偶者の関係が証明できない場合のみ提出）
- ・学生の配偶者の前年度の課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）

Q9 父母は離婚していませんが、都外在住の父とは別に暮らしており、母は病気で入院中のため意思の疎通が图れません。そのため生徒本人は、都内在住の祖父と同居しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A9 原則、父母が生計維持者となります。父からは一切の支援を得られず同一生計とは認められない場合や、母とは意思疎通が图れない場合には生計維持者とはせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖父）が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・祖父の住民票（写し）
- ・戸籍謄本（住民票上で祖父と学生の親族関係が証明できない場合のみ提出）
- ・父母に関する事実関係が確認できる証明書（父母が死亡の場合は戸籍謄本で確認可能のため提出不要）
- ・生計維持者申告書（祖父と学生本人の直筆の署名有りのもの）

Q10 父母が離婚しており、父が亡くなっているので母とは別生計のため、現在は姉の扶養に入っています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A10 母とは別生計であり、父が亡くなっているので姉が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・姉の住民票（写し）
- ・戸籍謄本（住民票上で姉と学生の親族関係が証明できない場合のみ提出）
- ・姉の源泉徴収票または確定申告書控え等の写し（前年度分）又は学生本人のマイナポータル上の医療保険資格情報のスクリーンショット（姉が被保険者であることが分かるページ）又は健康保険資格確認書の写し（姉

が被保険者となっているもの) (←学生が所得税上あるいは社会保険上で姉の扶養親族であることが確認できるもの) (※)

・父母に関する事実関係が確認できる証明書 (父母が死亡の場合は戸籍謄本で確認可能のため提出不要)

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。